農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **附　則** | **附　則** |
| （役員等の兼職が認められる場合の特例） | （役員等の兼職が認められる場合の特例） |
| **第一条の二**　令第二十一条第一項第二号に掲げる農業協同組合連合会のうち、業務の執行の適正を確保するための措置を講ずることが特に必要なものとして農林水産大臣が指定するものについての第七十九条第一項第三号イの規定の適用については、当分の間、同号イ中「第一号ハ、ニ又はホ」とあるのは、「第一号ハ、ニ、ホ、リ、ヌ又はル」とする。 | **第一条の二**　令第二十一条第一項第二号に掲げる農業協同組合連合会のうち農林水産大臣が指定するものについての第七十九条第一項第三号の規定の適用については、当分の間、同号イ中「第一号ハ、ニ又はホ」とあるのは、「第一号ハ、ニ、ホ、リ、ヌ又はル」とする。 |
| 2　令第二十一条第一項第二号に掲げる農業協同組合連合会のうち、系統団体以外の会社との業務上の提携を推進することが特に必要なものとして農林水産大臣が指定するものについての第七十九条第一項第三号ハの規定の適用については、当分の間、同号ハ中「当該組合の子会社」とあるのは、「当該組合の子会社又は業務上の提携（農業の振興に資するものに限る。）を当該組合との間で行う会社」とする。 | （新設） |
| 別紙様式第６号(1)（第202条第３項第１号関係） | 別紙様式第６号(1)（第202条第３項第１号関係） |
| （略） | （略） |
| 目　　次 | 目　　次 |
| （略） | （略） |
| 第１　事業概況書 | 第１　事業概況書 |
| （略） | （略） |
| １　組合の事業活動の概況に関する事項 | １　組合の事業活動の概況に関する事項 |
| (1)　事業の概況 | (1)　事業の概況 |
| （記載上の注意） | （記載上の注意） |
| 次に掲げる事項につき、簡潔にまとめて記載すること。 | 次に掲げる事項につき、簡潔にまとめて記載すること。 |
| (1)　農林水産業情勢及び金融経済環境その他の組合を取り巻く環境 | (1)　農林水産業情勢及び金融経済環境その他の組合を取り巻く環境 |
| (2)　組合の当該事業年度における主要な事業活動の内容及び成果 | (2)　組合の当該事業年度における主要な事業活動の内容及び成果 |
| (3)　当該事業年度における農業所得の増大に関する次に掲げる事項 | （新設） |
| イ　組合が農業所得の増大のため行うこととした具体的な取組内容及び数値目標を定めた方針 | |
| ロ　イの方針に基づく当該事業年度における取組状況 | |
| (4)　当該事業年度における組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する次に掲げる事項 | （新設） |
| イ　准組合員の意見等の把握に係る体制及び准組合員の事業の利用に関する方針 | |
| ロ　イの方針に基づく当該事業年度における取組状況 | |